

美濃加茂市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
令和 6 年 3 月支払分の随時監査の結果を次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 25 日

美濃加茂市監査委員 田 中 昭 則
 坂 井 文 好

随時監査の結果報告について

- 1 監査年月日 令和 6 年 4 月 25 日
- 2 監査事項 歳出に関する財務執行状況
- 3 監査結果 監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、下記事案については、是正、改善等を要すると認められた。

記

課 名	区分	内 容
学校教育課	検討	USB メモリーの取扱いについて市内小中学校全校を対象とした取扱規定がないので、取扱運用マニュアル等を作成して個体を管理する体制を整備することが望ましい。